

5 組織体制

■基本的な考え方

- 特別区と大阪府がそれぞれ機能をフルに発揮できる最適なサービス提供体制をめざします。

特別区

近隣中核市6市*をベースとしたうえで、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性(生活保護受給世帯数が多いことなど)を考慮し、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる体制

*豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、尼崎市、西宮市

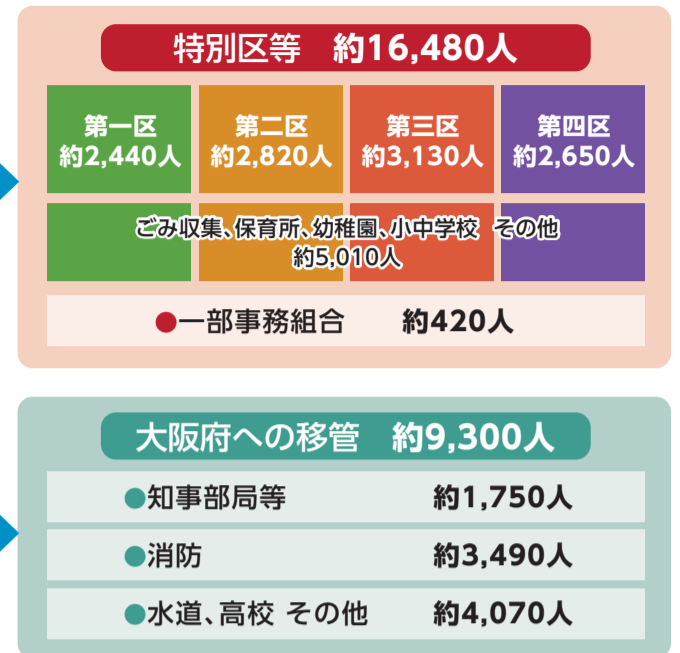
大阪府

全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、一元化する広域機能を強力に推進できる体制

【平成28年度職員数】



【特別区設置後】



※交通(約5,810人)は平成30年4月に民営化したため、除いている
※職員数は端数処理の影響で、合計数等において一致しない場合がある

6 財産・債務

■基本的な考え方

- 特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担などを踏まえ、財産・債務を承継します。
- 株式、基金等の財産は、特別区への承継を基本とし、大阪府が処理する事務に密接不可分なものに限り大阪府が承継します。
- 発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し償還します。その償還費用は特別区と大阪府が財政調整財源等で負担します。

住民サービスに必要な財産の取扱い

| | 財産の承継先 | 主なもの |
|-----|----------|---|
| 特別区 | 財産の所在特別区 | 幼稚園、小・中学校、保健所、市営住宅、市道、住民に身近な公園などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など |
| | 一部事務組合 | 中央体育館、斎場 など |
| 大阪府 | 大阪府 | 府道、大規模な公園、国際見本市会場(インテックス大阪)などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など |

7 大阪府・特別区協議会(仮称)

■基本的な考え方

- 各特別区長と知事をメンバーに特別区と大阪府及び特別区相互の間の連絡調整を図るために設置し、財政調整や財産・債務に関することなどを協議します。
- 合意による運営を基本としますが、協議が不調となった場合には、第三者機関(学識経験者、弁護士等)が双方の意見を聴いたうえで「調停案」が提示されます。

ご紹介した特別区素案の協議状況

第27回協議会(令和元年10月24日)では、区割り・区の名称等、設置コスト、議員定数について委員間協議が行われ、以下に示す方向でとりまとめていくこととされました。

- 区割りについて、試案B(4区B案)とする。
- 区の名称について、素案の東西区を淀川区に、南区を天王寺区に変更する。
- 特別区の本庁舎の位置について、素案の第三区は中央区役所に、第四区は天王寺区役所に変更する。
- 地域自治区の事務所の名称について、区役所に変更する。(特別区の主たる事務所は、○○区本庁舎と呼ぶ。)
- 庁舎整備経費について、前提条件等を精査するとともに、現市役所庁舎をフル活用することで、新たな庁舎建設を行わずコストを抑える。
- 特別区議会議員の選挙区は特別区単位とし、各特別区の議員定数は現行の各行政区を積み上げた83人、議員報酬は削減されている現行の報酬をベースにする。

第27回以降の協議会の内容については、次号で詳しく紹介します。

議事録はこちらでご覧いただけます

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000483838.html>

協議会の詳細な開催状況は、大阪府・大阪市のホームページからご覧になれます。引き続き、「協議会だより」でもお知らせしていきます。

特別区に関するお問い合わせ窓口 副首都推進局(問い合わせ担当) TEL/06-6208-8989 FAX/06-6202-9355

大都市制度(特別区設置)協議会

検索

大都市制度(特別区設置)協議会だよりは、新聞折込みでお届けします。折込みは朝日・産経・日経・毎日・読売・大阪日日新聞の朝刊です。この6つの新聞を購読されていない大阪市内在住の方で自宅への郵送をご希望の方や点字版をご希望の方は、電話・FAX等で副首都推進局へお申し込みください。(電話番号06-6208-8876 FAX番号06-6202-9355)